
午後 2時00分開会

○議長（上條俊道） お疲れさまでございます。

これより平成30年松本広域連合議会11月定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は24名でありますので、定足数を超過しております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

広域連合長より議案が1件提出されております。あらかじめ皆さんのお手元にご配付申し上げてあるとおりであります。

本日の議事は、お手元の議事日程をもって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上條俊道） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、議長において13番、小山福績議員、14番、佐藤文男議員、16番、近藤晴彦議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（上條俊道） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第1号

○議長（上條俊道） 日程第3、議案第1号 平成29年度松本広域連合歳入歳出決算の認定についてを上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） 本日ここに、平成30年松本広域連合議会11月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、去る9月23日には塩尻市長選挙が行われ、小口利幸市長が5選の栄誉を得られました。小口市長には、松本広域連合を代表いたしまして心からお祝いを申し上げ、引き続き広域連合の円滑なる運営にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

さて、冒頭ご案内のとおり、このたび松本山雅FCが見事J2初優勝と、4年ぶりとなるJ1昇格を果たしました。松本広域連合といたしましてもお喜び申し上げますとともに、J1でのご活躍を心からご祈念申し上げます。

続きまして、自然災害と防災などに関連して申し上げます。

日本列島はこの6月下旬から8月にかけて記録的な豪雨、連日の猛暑、本州を東から西に逆走する台風など、異常気象を体感する事態が相次ぎ、気象庁はこの夏の猛暑を一つの災害と認識しているという見解を示しました。事実、全国的に高齢者を中心とした熱中症などが原因と見られる死者が相次ぎ、救急搬送も急増いたしました。

当消防局の7月の熱中症に係る救急出動は150件を超え、これは例年7月の実に3倍となりました。そのため、ピーク時には非常用の救急車も出動させて対応したところもあります。

将来的にもさまざまな条件が重なって発生する自然災害や、極端な気象に直面し続けることが少なからず予測されておりますが、今までは大丈夫だったからという過去の成功体験は捨て去り、自然は怖いという基本的な警戒心と、災害に対応する想像力など、防災対策は一人一人の意識が出発点となることを再認識したところであります。

また、10月21日には、塩尻市の中央スポーツ公園一帯で長野県総合防災訓練が実施され、防災関係機関や地域住民の皆様との連携を確認する大変貴重な機会となりました。開催地の塩尻市を初め、関係機関のご尽力に感謝申し上げる次第であります。

行政にできることには限りがございます。住民の皆様には、大災害がどこの地域でも起こり得ることを念頭に、引き続き自助・共助の力で減災・防災への意識を高め、地域の防災力を強化していただきたいと考えております。

それでは、議案の提案説明に先立ちまして、当広域連合を取り巻く状況などについて若干申し上げます。

まず初めに、郷土の若者の活躍について申し上げます。

既に皆様ご承知のとおり、去る6月に開催された世界三大バレエコンクールの一つとされるジャクソン国際バレエコンクールの男性ジュニア部門におきまして、松本市出身の清沢飛雄馬さんが銀賞を獲得されました。同じく6月に開催された国際バレエコンクール、ワールド・バレエ・コンペティションのプロフェッショナル部門におきまして、安曇野市出身の柳島皇瑤さんが最高賞の金メダルを獲得され、それぞれ世界に活躍の場を広げられております。平成26年、当時高校2年生の二山治雄さんの快挙も記憶に新しいところですが、将来を展望する若い世代の国際舞台における活躍ぶりは、私ども松本地域の活力につながるこの上ない朗報であります。これまでのご家族や指導者を初め、関係された全ての皆様に対し私からも心から敬意を表するとともに、3人のさらなる飛躍、あわせて世界的な活躍をご期待申し上げる次第でございます。

次に、県消防防災ヘリコプターによる救助活動の一部再開について申し上げます。

長野県は、昨年3月5日に発生した県消防防災ヘリコプター墜落事故を受け、中止していたヘリコプターによる救助活動について、山岳地域を除いて、去る9月1日から再開しました。本年5月、リース機での運航を再開した後、山林火災の消火活動や救急搬送に活動を限定してまいりましたが、今後はそれに加えて地上の消防隊と連携できる範囲での救助に活動を広げることとしております。

しかしながら、消防防災航空隊が救助活動の再開に向け訓練を重ねているさなか、8月10日午前、不運にも群馬県防災ヘリコプターはるなが群馬県の山中に墜落する事故が発生いたしました。この事故により、職員など9名の搭乗員全員が不帰の人となりましたことに対しまして、心からご冥福を申し上げる次第でございます。

今後、長野県消防防災航空隊が3,000メートル級の山々での救助活動を再開するに当たっては、隊員の安全確保を最優先に、安全運航が担保されていることが大前提であると認識を新たにしております。

なお、本件につきましては、後刻の担当委員協議会におきましてご報告いたします。

次に、広域計画の改定と、広域連合発足20周年、広域消防局発足25周年記念式典の実施計画について申し上げます。

まず、松本広域連合広域計画の改定でございますが、この広域計画は、地方自治法の規定により広域連合が処理する事務について、目標や事務処理の方針を示すものであります。

来年度の改定に向け、現行の計画をもとに5年先の松本地域の将来を見据え、事務段階で鋭意取り組みを進めてまいりましたが、今般、関係市村からの意見を踏まえ、改定する広域計画の原案を策定いたしました。

また、来年2月に予定しております広域連合発足20周年、広域消防局発足25周年記念式典につきましても、くしくも平成最後の年、次の10年に向けて記念式典などの準備を進めております。

私といたしましては、この改定する広域計画と記念式典を、将来にわたる松本地域3市5村の共通課題の解決に向けて、活力ある地域社会の維持と松本地域の未来を展望する機会と捉え、松本広域連合の一層の連携強化につなげてまいりたいと存じます。なお、広域計画の改定と記念式典の詳細につきましては、後刻の議員協議会においてご協議、ご報告を申し上げます。

それでは、ただいま上程されました決算の認定1件の提出議案についてご説明申し上げます。

議案第1号の平成29年度決算についてでございますが、まず、一般会計の決算額は、歳入が44億6,682万円、歳出が43億1,930万円で、形式収支、実質収支ともに1億4,752万円の黒字決算となりました。

特別会計では、歳入が2,278万円、歳出が1,482万円で、形式収支、実質収支ともに796万円の黒字決算となりました。

以上、本日提案いたしました議案についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上條俊道） 次に、監査委員から、平成29年度松本広域連合歳入歳出決算に対する審査意見の報告を求めます。

花岡代表監査委員。

○代表監査委員（花岡興男） ただいまご紹介をいただきました監査委員の花岡でございます。よろしく願いいたします。

それでは、平成29年度松本広域連合一般会計、特別会計決算及び基金の状況について、地

方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る8月7日に小松監査委員さんとともに審査を行いましたので、その意見の概要をご報告申し上げます。

審査の結果、歳入歳出決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書は、いずれも法令に定める様式により作成されており、その計数等につきましても関係諸帳簿と符合し、正確であると認めました。また、各基金におきましても、その設置目的に従って運用されており、適正に管理されているものと認められました。

さらに、意見といたしまして2点を申し上げます。

1点目といたしまして、経費の節減でございます。日ごろから業務効率化を目指し、経費の節減に努力されておりますが、関係市村は厳しい財政状況にありますので、さらに業務の効率化を目指し経費の節減に努めていただくようお願いを申し上げたところでございます。

次に、全国では自然災害が多く発生しており、甚大な被害をもたらしております。松本地区におきましても、いつ大きな災害が発生するかわかりません。そんなことから、災害等への対応力のさらなる強化として、第2次常備消防力整備に係る中長期構想による具体的な取り組みを進め、地域住民の安全と安心の確保に努めていただくようお願いしたところでございます。

以上を申し上げます、決算審査の意見の概要といたします。よろしく願いをいたします。

○議長（上條俊道） ただいま広域連合長から上程議案に対する説明があり、また、監査委員から決算審査の意見の報告がありました。

日程第4 松本広域連合行政一般に対する質問

○議長（上條俊道） 日程第4、松本広域連合行政一般に対する質問を行います。

現在までの発言通告者は、19番、池田国昭議員であります。

池田国昭議員の発言を許します。

19番、池田国昭議員。

○19番（池田国昭） それでは、通告に従って、消防行政について質問をいたします。

改めまして、松本広域連合消防局の皆さんの、毎日の圏域住民の命と財産、そして健康を守るための奮闘に、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

さて、先ほど連合長も提案説明の中で発言をされておりましたが、今年は異常な猛暑、自然災害とも言われ、消防局におかれましてはこれまでにない活動が求められたというふうに思います。

そこで、まず最初に、具体的に本年度上半期、特に6月下旬から7月、8月の猛暑により、熱中症による救急搬送件数が増加したと聞いております。まず、その救急件数の増加の状況及びそれへの対応、そして、それに伴い消防局として現状の体制の中で浮き彫りになった課題や問題点はなかったのかどうか。また、問題点があったとすれば、それに対する必要な改善点はどのようなものかを考えているのかということをお聞きしたいと思います。

次に、久しぶりに消防力の充足率についてお伺いをしたいと思います。特に、消防職員の充足率についてテーマとしたいと思います。松本消防局の消防車両の充足率は100%というふうにこの間聞いておりますが、それを動かす現在の消防職員の充足率の現状はどのようになっていますかということです。

最後に、3つ目に、その充足率との関係で、職員数の見直しについてお聞きしたいと思います。平成30年2月に策定された第2次常備消防力整備に係る中長期構想において、適正な職員数の検討を掲げていますが、策定から半年以上が経過した中で、その議論はどのようになされ、その結果、具体的に職員定数についてはどのように考えていかれるのか、そのことをお聞きして1回目の質問といたします。

○議長（上條俊道） 百瀬消防局長。

○消防局長（百瀬 渉） 初めての登壇でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの池田議員の質問にお答えします。

初めに、本年度上半期の救急件数の増加についてのご質問にお答えします。

まず、今年度上半期における救急出動件数は、前年度と比べ478件、率にして5.4%の増加となりましたが、これは、例年並みの増加率であり、高齢化の進展などに伴う近年の傾向を示しているものであります。

先ほどの連合長の提案説明にもございましたが、議員のご指摘のとおり、猛暑となったこの7月、8月の2カ月に限れば、前年度と比べ327件、率にして10.2%の大幅な増加となり、その中でも熱中症による出動件数は前年の2倍以上の件数となりました。

今年の例を具体的に申しますと、7月23日には、特に気温と湿度が高かった13時から15時にかけて、119番通報が集中し、松本市内の救急車が全て出動してしまう事態となり、この際には急遽非番の職員により救急隊1隊を増隊して対応いたしました。

ただ、年間を通じてこのように短時間に救急要請が集中することはまれであることから、今後も必要に応じて非番招集で対応したいと考えております。

続きまして、2点目の消防職員の充足率についてお答えします。

今年2月に開催の消防委員協議会にお諮りした第2次常備消防力に係る中長期構想の中で触れているとおり、総務省消防庁が実施した平成27年度消防施設整備計画実態調査における消防職員の充足率は、松本広域消防局は64.1%で、長野県の平均充足率とほぼ同率となっております。

次に、適正な職員数の検討についてお答えします。

第2次常備消防力に係る中長期構想の具体化に当たっては、平成31年度に外部の調査機関に委託し、松本地域の実態等に即した消防機能の効率的配備に関する基礎調査を行った上で、将来の消防署所の最適配置も含めた計画をまとめる予定であります。

よって、適正な職員数の算定につきましても、これから具体的計画の策定にあわせて議論してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊道） 池田国昭議員。

○19番（池田国昭） 最初の質問に対して、問題点はなかったと、要はそういう中身の答弁だったかと思えます。及び今後の対応についても、非番対応でやっていくということなんですけれども、私は、果たしてそれでいいのかということを、すなわち検討を要する課題が今年活動の中でないとは言えないんじゃないかということをお願い、本日の質問のポイントをここに置きたいと思えます。

これまで例年と比べての出動回数は、パーセントこそ少ないですが、集中してかなり増えたというふうに言えると思えます。そういう点から言えば、今までと違うはずがないと。私は圏域住民の一人として、消防局の方々にお世話になっている一人としても、そうではないんじゃないかということをお願い、率直に申し上げたいと思えます。

確かに消防局として緊急の救急の搬送が増えたとしても、そこに力が割かれて、結果として消火活動に支障が出たかというふうに言えば、それはなかったかもしれません。でも、それこそ隊員の皆さんの日ごろの奮闘に依拠し、ご努力のたまもの結果というふうに私は思えます。

さらに言えば、救急出動中に火災が発生し、そのために消防車両の現着が遅れたとか、火を消すのに時間がかかって被害が拡大したとか、そういうことは確かになかったかと思われ

ますが、しかし今年の猛暑は相当なものであり、そして、またこの事態は恐らく間違いなく今後もしばらくは続くものと思われま。そんな中、救急搬送業務が増えることによる消防局全体の多忙化は、今後も強まるということが懸念されます。

今回改めて、2番目の質問で消防体制の充足率をお聞きしたのは、こうした背景ともかかわりがございます。答弁では充足率64%と、この数字をどう見るかということですが、先ほど消防局長は、この数字は長野県全体の平均ということでしたが、全国的な平均というか、全国的な数値をちょっとご紹介しますと、全国的には今現在の充足率は77.4%です。人数でいうと5万人近くが足りない現状が今の現状です。そういう点から言えば、県平均ということですが、全国的には遅れている。しかも、全国の到達点も、後ほども申し上げますが、77%、8割を切っているということが、私は非常に懸念されるわけです。

たしか以前にこの議会で答弁をいただいたときの数字に比べ、かなり下がっているというふうに指摘をせざるを得ません。たしか2008年2月の時点での充足率は、職員の充足率です。90%だったというふうに記憶しております。

ここでしばらく時間をいただいて、消防力に関する本松本広域連合議会での議論の経過を振り返りたいと思います。

振り返るに当たって、私が今、手元に持っておりますが、消防力の整備指針及び消防水利の基準についてということで、平成26年9月、消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会のいわば報告書を、今、お持ちしておりますが、この内容も紹介しながら、以下、発言を進めていきたいと思。います。

これは、この時点では、消防力の整備指針というふうには変わっていますが、当初は消防力の整備指針ではなくて、消防力の基準という、そういう概念でした。少し紹介しますと、もともとこの充足率に関しては、昭和36年に市町村が火災の予防及び警戒等を行うために、必要な最小限度の施設及び人員を定める基準として制定したのが、先ほどご紹介をした消防力の基準でした。必要な人員に対して現在何人いるかと、それを分子、分母で割って、そのパーセントが消防力の基準の到達点でしたが、その後、この基準は何度かの改定を経て、先ほどご紹介したとおり、基準という名称も整備指針というふうには変わって、いわば緩和をされてきたのがこの基準の変化です。その中で、私も何度かこの広域連合の中で取り上げてきたことです。

大事な点は、繰り返しになりますが、必要な最小限度の施設及び人員を定める基準ということで定められていたにもかかわらず、要はその名称というか中身も、消防力の整備指針と

いうふうに変えることによって、充足率が100%に及ばなかった消防車両、緊急車両などの施設と、それにかかわる人員に対して、その台数や人員を増やすこと、すなわち分子を増やすことによって充足率を上げるのではなく、逆に分母を小さくして充足率を上げると、こういう形で充足率の数字が少し上がった経過がございます。

繰り返しますが、充足率は必要な人数分の現数という数字で出されますが、分子は変わらなくても分母が少なくなることによって、簡単に数字が上がっていくという仕組みに、いわば変えられたということです。

ある消防職員のベテランの方のお話を最近また改めてお聞きすることがありました。これを称して、事態に即しての数値化だと、現状を、いわば糊塗する形の数値化だと。そして、その消防力の実質的な引き下げなんだということをずばり指摘する。まさに現状に合わせるというもので、改悪ともいえるこの間の見直しでした。そして、必要な最小限度の基準という考え方も、先ほど言ったように取っ払って、整備指針にしてしまったと。

指針というのは物事を進める方針であり手引であって、いわば理想的な数字、値ということではあるが、実際に、ではその数値に到達することの必要性については、先ほど紹介したように必ずしもそれを目標としないという傾向にもなってきておりました。

こう言うのは失礼ですが、松本広域連合もこの間100%にはいかななくても仕方がないんだと、とりわけ人員に関しては、現在の隊員の皆さん方の尽力によって賄うんだという形で、いわば100%を目指す予定は今後もないということを、はっきり説明するかのような感じにもなってきておりました。そして、先ほどの紹介のとおり64%と。あと何人で100%という充足の実現のための、あくまでも目標値にすぎず、達成するための通過点としてさらに人員を増やしていくということでは、もう既になくなってしまっています。

私が申し上げたいのは、果たしてこの夏も経過する中で、これでいいのかという点です。重ねて、必要な最小限度というこの精神が失われていいのかということです。

さて、ちょっと歴史的な経過も説明しましたけれども、本日はこの残りの発言の時間の範囲の中で、以下のことをご紹介して、私の質問の準備と通告との関係で、意見及び要望を述べるというふうにしたいと思います。

先ほど、2回目の冒頭にご紹介したこの文書の中に、幾つかこの改定に当たっての考え方が書かれています。1つは救急車の台数の考え方についてです。これまでの人口だけではなくて、いわゆる高齢化率も加味して救急車の台数を考える必要があるということで、既に松本広域連合の中では、この文書が示す台数を超えて現在18台と。この文書から計算すると、

私の計算が間違っていなければ13台というふうになるかと思うんですが、この救急車に関しては18台ということで整備をされ、恐らく充足をしているというふうに思われますが、大事なのは、救急搬送が増えるということを既にこの段階で言っている。その一つの要因としては、高齢化ということがうたわれています。

そして、この報告書が出た段階で、猛暑とか熱中症の救急搬送とか、そういうものが文書の中にはありませんでしたが、私は今後もこの高齢化の問題と猛暑の問題で救急搬送が増えていくというふうに思うんです。

先ほど数字としても出ましたが、熱中症の救急搬送は約2倍以上になったというふうにありました。このこととの関係で少しご紹介をしたいのは、第30条救急隊の隊員ということで、こういうふうを考えていく必要があるという現状と課題という部分に、このように書かれています。救急隊員の活動実績が当該基準を上回った時点で、救急隊員の交代、休憩の付与を行うといった対応について、検討することが求められると。救急出動件数の増加に伴い、救急隊1隊当たりの出動件数が増加するとともに、救急出動1件当たりの活動時間も年々長くなっており、救急隊員の疲労回復の取り組みの重要性、このことも救急隊員を取り巻く環境の厳しさとあわせてその指摘をしております。

見直しの方向としてはどうするかと、消防隊員、救急隊員及び指揮隊の隊員又は毎日勤務の職員を、交代要員として地域の実情に応じて配置することが必要というふうに書かれ、先ほど非番対応ということもそれに該当することかと思えます。このこともちゃんと検討せよという形で出された文書で変わってきているんですけども、その点からいうと、私は職員の方の休息等、休暇が、では果たして十分にとれていたのかということをお願いしたいんです。隊を組んで、その朝始まるときに隊を組んで、3人体制で救急搬送の体制を組むわけですが、果たしてこうした今までの人員の体制で隊が十分に組めるかという点からいえば、仮に複数の職員が同時に休暇をとれば、隊が組めない現実も生まれてくると。それとも、そういうふうにならないように、休みをいわば遠慮してもらおうという形で対応せざるを得なかった非理がなかったのかというふうに思うんです。ここも実はお聞きしたいんですが、質問の通告をしてありませんのでと思います。救急隊員に限りませんが、消防職員がそうした多忙により疲労がたまり続けていることはないのかどうか。体を酷使していることにつながっていないのか。

また、出動回数がふえれば、当然実務量もふえ、それに追われ、また、その実務の処理の時間もかなり増えてしまっているのではないかということ、すなわち仕事が過密になって

いるのではないかということをお心配いたします。そして、その結果、消防職員の皆さんが十分な休暇もとれずに、自分たちが十分できているかという点でジレンマにも陥っているという声も正直伝わってきております。

私は今回取り上げているこのことについて、この問題の解消が課題ではないかというふうに思うんです。問題点とまでいうかどうかは別として、この解消が、今、求められると、そのためにはやはり充足率を100%に近づけると、この課題は本当に喫緊の課題だというふうに改めて思います。

今回は、質問はこれにとどめたいと思っておりましたが、先ほどの答弁の中で64%という数字が出たので、これについてだけお許しをいただいておりますが、なぜここまで松本広域連合の人的な充足率が落ちてしまったのかと。先ほどご紹介したように、以前は90%を超えていました。また、今、下がっているこの数字をどのように認識されているかということをお聞きして、2回目の質問といたします。

○議長（上條俊道） 百瀬消防局長。

○消防局長（百瀬 涉） 池田議員の2回目の質問にお答えします。

まず、充足率が低いという内容でございますが、これにつきましては、東日本大震災以降、国の算定方法が変わったことにより率が変わったものでございます。

先ほどの答弁のとおり、当消防局の職員数の充足率は長野県の平均値に近いことから、とりわけ低いという認識はございません。

以上でございます。

○議長（上條俊道） 池田国昭議員。

○19番（池田国昭） 答弁に対して意見を申し上げるといって、64%をとりわけ低いとは思わないという点は、私は少し、それこそ違うんじゃないかなというふうに改めて思うんです。

先ほども既に松本広域連合の消防局で働いた方々のOBの方からのお話なんですけれども、消防職員の方々は、確かに、いわば誇りを持って頑張っているんですけど、こんなことをおっしゃってました。本当に疲労がたまり続けて、体を酷使してきてしまったと。で、やめた後、どうなるかという点からいけば、自分はどれだけ長生きできるかという点からいけば、年金、これはちょっと現実的なんですけれども、年金受給年齢との関係で、正直仲間たちのことも考えると、非常に正直心配だというふうに言われました。

ぜひ、今、確かに皆さん方の頑張りで支えられている、松本広域連合の消防局の圏域住民の皆さんの命や財産を守る活動が行われていますが、果たしてこれだけの職員の方にリスク

を負わせて進めていってもいいものかということが、私は大事だと思って今回質問をさせていただきました。

改めて、本日いただいた答弁との関連も含めて、来年の2月にはまたこの本会議で質問する機会がありますので、そこでもう少し深め、また、いろんな方針も出てくると思いますので、それとも絡めながら、この続きは来年の2月議会に譲りたいと思いますが、ぜひそういうご苦勞をしている職員の皆さんの立場にも立って、いろいろと検討してもらうことを、同じ立場の消防局長にそのことを求めることが、私はちょっと酷だなと思うので、ぜひ菅谷連合長を初めとして、副連合長の皆さん方もぜひその立場で検討してもらうことをお願いをして、私の今回の質問の全てを終わります。

ご清聴、ご協力ありがとうございました。

○議長（上條俊道） 以上で、池田国昭議員の質問は終結し、松本広域連合行政一般に対する質問を終結いたします。

日程第5 議案に対する質疑

○議長（上條俊道） 日程第5、議案第1号に対する質疑につきましては、発言通告者がありませんので、質疑は終結し、直ちに議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第1号につきましては、一層慎重審議を期するため、お手元にご配付いたしてあります委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

本会議は、委員会審査等のため休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開をいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時46分休憩

午後 4時08分再開

○議長（上條俊道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 委員長審査報告

○議長（上條俊道） 日程第6、議案第1号 平成29年度松本広域連合歳入歳出決算の認定についてを議題として、委員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員長、三澤一男議員。

○総務民生委員長（三澤一男） 総務民生委員会のご報告を申し上げます。

議案第1号 平成29年度松本広域連合歳入歳出決算の認定についてのうち、当委員会関係決算につきましては、異議なく認定すべきものと決しました。

なお、質疑、意見等の主な内容としましては、一般会計につきましては、総務費、職員厚生費、人件費の産業医報酬に関連して、特殊な職種である消防職員の精神面をケアするために、有効な方法について引き続き検討してほしい旨の要望がありました。

また、松本地域ふるさと基金事業特別会計については、委員から、観光事業の効果とそれに対する評価について質疑があったほか、今後の観光事業のあり方について根本から検討が必要ではないかとの意見がありました。

以上で当委員会の報告といたします。

○議長（上條俊道） 次に、消防委員長、内川集雄議員。

○消防委員長（内川集雄） それでは、消防委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案1件につきまして慎重に審査をいたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

議案第1号 平成29年度松本広域連合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会関係につきましては、異議なく認定すべきものと決しました。

なお、審査の中では、人事評価制度の取り組み内容、予防接種及びカウンセリングの実施率、賞じゅつ金の財源についての質疑がありました。

また、第2次常備消防力整備に係る中長期構想について、具体的な取り組みを進めるよう要望がありました。

以上申し上げ、当委員会の報告とさせていただきます。

○議長（上條俊道） 以上をもって委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対し質疑のある方の発言を求めます。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ないようでありますので、質疑は終結いたします。

次に、議案第1号に対し意見のある方の発言を求めます。

意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條俊道) ないようでありますので、これより採決いたします。

議案第1号につきましては、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條俊道) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員長の報告のとおり認定されました。

以上をもって、今期定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成30年松本広域連合議会11月定例会を閉会いたします。

午後 4時12分閉会